

神戸市地域公共交通活性化協議会要綱

平成29年12月8日

住宅都市局長決定

(趣旨)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の変更等に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、神戸市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 協議会に参加する委員は、40人以内とする。

2 特別の事項について意見を聴取するために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者等
- (4) 各種団体の代表者等
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることがある。

(会長)

第4条 市長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ市長が指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を開催することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、市長が指名する。

3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属すべき委員の中から市長が選任する。

4 部会長は、当該部会の進行をつかさどる。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから市長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は必要に応じて、都市局長が招集する。

2 協議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請することができる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29号)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合、及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。

5 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市局において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。